11　外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書の対象となる経済的利益の供与等を受けた者の範囲に、次に掲げる者を加えることとした。（所得税法第二二八条の三の二関係）

(一)　外国法人がその発行済株式の一〇〇分の五〇以上の数を保有する内国法人等の役員又は使用人であった居住者

(二)　外国法人がその発行済株式の一〇〇分の五〇以上の数を保有する内国法人等の役員又は使用人である非居住者（当該内国法人等の役員又は使用人であった者を含む。）で国内源泉所得となる経済的な利益の供与等を受けた者

二　法人税法の一部改正関係

1　法人税の税率を次のとおりとすることとした。

(一)　各事業年度の所得に対する税率について、普通法人の税率を二三・二パーセント（改正前二三・九パーセント）とする。（法人税法第六六条及び第一四三条関係）

(二)　各連結事業年度の連結所得に対する税率について、普通法人である連結親法人の税率を二三・二パーセント（改正前二三・九パーセント）とする。（法人税法第八一条の一二関係）

2　組織再編成に係る税制について、次のとおり整備を行うこととした。

(一)　分割型分割の範囲等について、分割により分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付される分割に係る所要の整備を行う。（法人税法第二条及び第六二条関係）

(二)　適格現物出資の対象となる現物出資の範囲について、次のとおり見直しを行う。（法人税法第二条関係）

(1)　対象となる現物出資に、外国法人に国内資産等の移転を行う現物出資のうちその国内資産等の全部がその外国法人の恒久的施設に属する一定のものを加える。

(2)　対象となる現物出資から次の現物出資を除外する。

イ　外国法人が他の外国法人に国外資産等の移転を行う現物出資のうちその国外資産等が当該他の外国法人の恒久的施設に属する一定のもの

ロ　内国法人が外国法人に国外資産等の移転を行う現物出資のうちその国外資産等の全部又は一部がその外国法人の恒久的施設に属しないもので国内資産等の移転を行うものに準ずる一定のもの

3　役員給与の損金不算入制度について、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与のその定めの内容に関する税務署長への届出が不要となる給与の対象に将来の役務提供に係る一定の特定譲渡制限付株式等による給与を加えるとともに、利益連動給与の算定の基礎となる利益に関する指標の範囲に、利益の額に有価証券報告書に記載されるべき事項による調整を加えた指標等が含まれることを明確化することとした。（法人税法第三四条関係）

4　法人が個人から役務提供を受ける場合において、その対価として特定譲渡制限付株式が交付されたとき（承継譲渡制限付株式が交付されたときを含む。）は、その個人においてその役務提供につき所得税法等の規定による給与等課税事由が生じた日においてその役務提供を受けたものとして、法人税法の規定を適用すること等とした。（法人税法第五四条関係）

5　特定公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算について、課税対象となる累積所得金額から控除する金額等の範囲に、その移行する法人が医療法の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画に係る認定を受けた医療法人である場合のその実施のために支出される一定の金額を加えることとした。（法人税法第六四条の四関係）

三　地方法人税法の一部改正関係

各課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税の税率を一〇・三パーセント（改正前四・四パーセント）とすることとした。（地方法人税法第一〇条及び第一一条関係）

四　相続税法の一部改正関係

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等の改正に伴う所要の整備を行うこととした。（相続税法第一条の三、第一条の四及び第三五条関係）

五　消費税法の一部改正関係

1　消費税の軽減税率制度を次のとおり創設することとした。（附則第三四条関係）

(一)　課税資産の譲渡等のうち次に掲げるもの（以下「二九年軽減対象資産の譲渡等」という。）については、軽減税率（六・二四パーセント）を適用する。

(1)　飲食料品（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。以下単に「食品」という。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成している一定の資産を含む。）の譲渡

(2)　一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（一週に二回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約に基づく譲渡

(二)　保税地域から引き取られる課税貨物のうち、右記(一)(1)の飲食料品に該当するもの（以下「二九年軽減対象課税貨物」という。）については、軽減税率（六・二四パーセント）を適用する。

2　消費税の軽減税率制度の創設に伴い、次の経過措置を講ずることとした。

(一)　帳簿及び請求書等の記載事項（附則第三四条関係）

(1)　課税仕入れが二九年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、帳簿に記載すべき事項として「二九年軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を加える。

(2)　仕入税額控除の対象とされる請求書等に記載されるべき事項として「二九年軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率の異なるごとに区分して合計した対価の額」を加える。

(3)　右記(2)の記載事項について、請求書等の交付を受けた事業者が事実に基づき追記した請求書等を保存するときは、仕入税額控除の対象とする。

(二)　二九年軽減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置（附則第三八条関係）

基準期間における課税売上高が五、〇〇〇万円以下である二九年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者（免税事業者を除く。）が、平成二九年四月一日から平成三三年三月三一日までの期間中に、国内において行う課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、通常の事業を行う連続する一〇営業日の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に占める二九年軽減対象資産の譲渡等に係る部分の金額の割合、又は卸売業及び小売業にのみ要する課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額に占める二九年軽減対象資産の譲渡等にのみ要するものの割合（主として二九年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、これらの割合を計算することにつき困難な事情がある場合には、五〇パーセント）を用いて一定の計算をした金額を、当該期間の二九年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とすることができる。

(三)　課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置（附則第三九条関係）

基準期間における課税売上高が五、〇〇〇万円以下である二九年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者（免税事業者を除く。）が、平成二九年四月一日から同日以後一年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間中に、国内において行う卸売業又は小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に占める二九年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額の割合を用いて一定の計算をした金額を、当該期間の課税仕入れ等の税額とすることができる。